

にしたがって、檔案袋を単位として、檔案棚に収め、番号を付けて保存する。

3、我々は20の村莊の計100冊ほどの完全な資料テキストを選んで編集・出版した。檔案資料の電子化・データ化の作業も継続して試みている。

### 三、草の根は何によって声を発するのか——テキスト中の末端社会

1、資料が依託された対象や反映された内容から見ると、村莊の檔案資料の内容は村莊と村民の生産生活と社会的交流活動が中心であり、灌漑区域・供給販売合作社などの「単位」〔機関〕に依託された檔案資料の内容には特定のテーマに関係するという特徴がある。

2、大多数の村莊は階級成分登記表、完全な帳簿資料や上級からの文書を保存していたが、それぞれに特徴もあった。ある村では個人檔案が豊富で、ある村では村莊の活動を含む内容が比較的多く、ある村ではファイル化された上級からの檔案が完全に揃っており、ある村では帳簿が系統だっており、ある村では各種の経済活動に関する分類・統計が比較的詳細だった。

3、大まかには8つに分類できる。支部や民衆団体組織の文書、行政文書（上級からの文書を含む）、科学技術檔案、個人檔案、財務檔案、歴史檔案、内部資料、その他の類型の檔案資料である。

### 四、集団化の回顧——山西農村社会の変遷

1、資料の収集・整理を実践する中で、次第に「フィールドや社会に向かう」という研究方法と学術思考が形成された。本質から言えばこれはある種の核心的な問題意識でもあり、豊かな含意を持つ。史料、研究内容、理論的方法の三位一体であり、相互に依拠しあい、相互に包括しあい、緊密に関連している。

2、中心となる関連研究は、公文書、公告や農村の末端文書、帳簿を総合的に利用し、政治史的発展というマクロな文脈を考慮しつつ、ミクロな農村の情景にも十分注意する。村莊、公社、県の領域あるいは独立した河川流域や水利システムを研究の単位とし、農業水利建設と農業技術、女性解放、医療衛生、日常生活といった面にも及ぶ。

## 第2セッションコメント

内山 雅生（東洋文庫研究員・宇都宮大学名誉教授）

祁 建民（長崎県立大学教授）

第2セッションのテーマは「大衆・集団・国家」で、主に民衆と国家の問題を論じた。さきほど二人の先生はそれぞれ民間の手紙と農村の末端檔案の収集・整理状況について述べ、特にそれが現代中国研究に果たす重要な役割について言及した。彼らは民間資料の収集に尽力するだけでなく、関連するフィールドワークも実施し、手紙の作者あるいは資料を生み出した村落に対する実地調査を行い、文字資料と相互に裏づけをとった。これらはいずれも国家や政府の檔案文献の中から発見・理解することは非常に難しいもののため、彼らの研究は非常に重要ですばらしい。地方・民間の文献と国家・行政当局の檔案の間には一種の緊張関係が存在し、重視に値する。特に民間を主な対象とする社会史研究において、これらの文献を解読する際には、すでに社会構造の中に巻きこまれている民間および政治問題と一定の距離を保たなければならない。

私たちは民間あるいは地方の文献の使用に際しては、注意する必要があると考える。まずはこれらの民間あるいは地方の文献の中からどのように個人・局部と国家・全体の相互関係を理解し、研究の「細分化」を避けるかということである。個人と社会、村落と国家を結びつけて考えなければならない。しかもそこから過去の研究の不十分な点を見つけなければならない。この面では、日本の学界にはすでに、村落の文献を利用したよい研究がある。

日本の近世史研究にも「地方文書」と呼ばれる文献がある。主に室町時代から江戸時代の封建体制期に形成された、農村に関連する古い文書の総称である。たとえば神奈川県には、1868年時点で945の町村があったが、関連する古い文書は1972年までに合計25万件保存されている。東京大学の牧原成征は『近世の土地

制度と在地社会』の中で近江地域の文書を利用し、東野という名の「小領主」について研究を行った。その土地帳簿の分析を通じて、土地制度の角度から、土地問題、特に織田信長・豊臣秀吉時代の土地所有状況の変化について検討を行い、この時期の日本の社会構造の変化を明らかにした。

日本近代史研究においては、明治から昭和にかけての農村社会の文献も極めて重要である。たとえば金沢大学教授の林宥一は、長野県五加村の史料を余すところなく利用し、昭和恐慌期の小作争議の状況を深く検討し、日本ファシズムとの関係という角度から、農民運動の社会・歴史的構造を分析した。彼の研究を通じて、近代日本の一地方行政村の既存の社会構造が、近代においてどのように変化したか、そしてどのように危機に陥り、再建されたかを理解することができる。彼の研究論文は大石嘉一郎・西田美昭編著『近代日本の行政村』に収録されている。五加村史料は日本の農村社会の末端を描き出す基礎史料であるだけでなく、理論的な問題を解決する実証的な資料でもある。山西大学の農村末端檔案は、現代中国農村の「地方文書」と言えるもので、それによって村落の角度から現代中国社会の基本構造という問題を検討することができる。

次は、民間・地方文献の信頼性という問題である。これらの文献は公的機関あるいは上級国家機構によって作られたものではないため、文献の内容は生き生きとして具体性に富み非常に豊かだが、任意性と無基準という問題ももつ。民間あるいは地方からの文献だからといって、それらの文献を完全に信頼できる真実とみなすことはできず、弁別と分析が必要である。

たとえば民間の手紙は、本来は個人間の情報や感情のやりとりであり、プライバシーを有する。しかし、現代中国のある時期においては、公民の個人の通信の自由や通信の秘密は全く保護されなかった。一部の特定の人々は通信の権利に制限を受けたため、彼らは手紙を書く際、それらが他人に見られるかもしれないことを考慮して、本当の考えを全て書かなかった可能性がある。中国の1954年憲法の第90条は「通信の秘密は法律の保護を受ける」と規定していた。しかし1975年憲法や1978年憲法は通信の自由を規定するのみで、通信の秘密が保護を受けるかどうかという問題には言及していない。通信の自由とは、単に通信が妨害を受けず、手紙を書いてもよい、というだけで、通信の秘密が保護を受けるということとは意味が異なる。1982年憲法の第40条はようやく「通信の自由」と「通信の秘密が法律の保護を受ける」ことを規定した。後の刑法第252条ははじめて「他人の手紙を隠匿、破損、あるいは不法に開封することは、公民の通信の自由の権利の侵害で、情状は重大であり、一年以下の有期徒刑あるいは拘留に処す」と規定した。これによってはじめて本当に通信の秘密が法律の保護の範囲に入ったのである。中国では、1950年代から1970年代末にかけ、一部の特定の公民、たとえば四類分子、右派、専政の対象および一部の疑わしい人は、通信の権利に制限を受けた。彼らの手紙は公安局のような国家の正式に権限を持つ機関によって開封されたのではなく、農村大隊の幹部、工場の指導者や治安維持人員によって任意に開封され、検査された。

特に1954年の胡風事件以後、人々は手紙を書く際に自分の手紙が受け取った者によって公開されたり上級部門へ報告されたりするかもしれないことを常に警戒しなければならなかった。1954年5月、胡風は中央に送付した「舒蕪について」という資料の中で、舒蕪が彼に送った私信に言及したり引用したりすべきではなかった。1955年5月、舒蕪は『人民日報』の求めに応じて書いた「胡風のセクト主義について」の中で、やはり胡風の手紙を大量に引用し、それらの私信は後に抜粋、分類の上注釈を付されて、いわゆる「胡風反党集団についての資料」として公開され、個人の書簡を公開・利用して政治闘争を行うという悪例の最初のものとなった。以後、多くの知識人の間では、私信を書く際、自分の手紙が公開されたり上級部門へ報告されたりするかもしれないことが常に警戒されるようになり、そのため本当のことをあえて書かなかった可能性がある。事実、中国では1930年代にはすでに、魯迅が「徐懋庸への回答、あわせて抗日統一戦線問題について」や「トロツキー派に答える手紙」の中で、相手の同意なく相手の手紙を引用している。このやり方は、中国ではある時期にはおかしいと思われなかった。通信の秘密が法律の保護を受けるという考え方が薄かったのである。

地方村落の文献の中に、たとえば四清工作隊の会議記録を見つけた人がいる。工作隊は彼らの上級部門への報告文書について、どのように上級の考え方に沿うように書けば、上級の認可を得て通過できるかを主に検討しており、村の実際の状況を反映して報告を作成したわけではなかった。このようにして書かれた工作報告は、末端で作られたものであったとしても、その内容は農村の本当の状況を反映したものではなく、上級の意図に沿うように書かれたものである。したがってその信頼性には問題がある。村落資料の中には農民が書いた申請書、検討書、決意書の類もたくさんある。これらは農民が書いたものだが、多くは新聞の言い方を引き写したもので、たとえば「搾取階級思想」「資産階級法権」「無産階級専政下での継続革命理論」などについて、農民が本当にどれだけ理解していたのかは、やはり検討が必要である。これらの文書は量は膨大だが、内容は基本的に同じで、ほとんどは新聞・雑誌から書き写したものである。

最後に、個人・地方文献を使用する際にはやはり個人のプライバシーの問題に注意しなければならない。これは学術倫理に関わる問題である。農村文献中の多くの検討書、摘発書の中には、個人の婚姻や、男女関係、個人の素行といった問題に関わるものがある。これらの人々あるいはその子孫がまだ生きていたり、まだその村で生活している者がいたりする場合には、それらの資料の引用や公開の際に特に注意が必要である。

### 第3セッション 「檔案資料から見る“中国”の内と外」

#### 胡適研究の新ツール——「胡適檔案検索系統」と「胡適蔵書検索資料庫」の紹介

潘 光哲（台湾中央研究院研究員兼胡適記念館主任）

20世紀の華人の歴史舞台の上で、胡適は常に枢要な位置を占めており、その存在を無視できる者は誰もいない。胡適が守り続けた理念、胡適が力を尽くした事業には、一体どのような啓発的な意義があるのか。胡適自身の言葉を借りて言えば、当然ながら「その本来の姿を取り戻す」努力が必要である。しかし、胡適の独特の人生の歩みと思想世界は、錯綜して複雑であり、複雑な歴史像を「単純化」「レッテル化」する危険性を可能な限り避けることで、はじめて胡適の人生の歩みとその思想的遺産に対する我々の認識は精緻なものとなるのである。しかし、比較的完全に近く、利用しやすい『胡適全集』は、今に至るもなお刊行されていない。胡適と友人たちの往来書簡や蔵書の整理も、なお未完の事業である。そのため、胡適に関する材料を広く集めることだけが、「胡適研究」を深化させる正道である。



台北市南港区に位置する中央研究院近代史研究所胡適記念館（以下、胡適記念館と略す）は、1962年に創設され、幾度もの変遷を経つつ、これまで内外の胡適記念・研究の最重要の殿堂であり続け、「胡適研究」の推進に全力を尽くしてきた。胡適記念館は所蔵する胡適の晩年（主に1949年以後）の一次檔案資料を基礎に、現代科学技術の助けを借りて、北京の中国社会科学院近代史研究所および北京大学図書館と協力し、兩岸に分散した胡適檔案と胡適蔵書を、突き合わせ、電子化する作業を完成させた。2016年7月までに、すでに『胡適蔵書目録』（2013年）を出版し、また（1949年以後を主とする）「胡適蔵書検索資料庫」と「胡適檔案検索資料庫」（<http://www.mh.sinica.edu.tw/koteki/metadata.aspx>）を完成させ、全世界に向けて公開した。研究者は現地に行く必要なく、ただ簡単な申請手続きをするだけで、コンピュータとインターネットを利用して検索を行い、非常に手軽に研究に関連する一次資料を探し出し、無料で閲覧・プリントアウトすることができ